

航空機操縦練習許可申請等について

1. 航空機操縦練習許可申請手続き（航空法施行規則（以下「規則」という。）第 67 条）

(1) 申請に必要な書類等

ア．航空機操縦練習許可申請書（規則第 26 号様式以下「申請書」という。）は申請前 1 か月以内に航空身体検査指定機関（以下「指定機関」という。）で受けた航空身体検査の結果を記載したものであること。

（規則第 67 条第 1 項及び第 26 号様式）

（注 1）検査開始日が申請前 1 か月以内であること。

イ．写真 2 葉（縦 5cm、横 4cm）

ウ．戸籍抄本又は住民票の写し

エ．(2)のイに掲げる場合に該当する時は当該証明書の写し

オ．手数料 1,400 円（航空法関係手数料令 平成 13 年 10 月 1 日現在）

カ．申請あて先 申請者の住所を管轄する区域の空港事務所長

（地方航空局組織規則別表第 1）

(2) 申請書の記入要領等

ア．申請者、航空身体検査を実施する指定機関、及びその検査医並びに指定航空身体検査医（以下「指定医」という。）は、別に定める「航空機操縦練習許可申請書記入要領」に基づき所定の事項を記入する。

イ．現に有効な航空身体検査証明を有する者が、当該証明書の有効期間内の期間を操縦練習の期間とする場合には、申請書 5～37 まででは記入しなくてよい。この場合においては、申請者は当該証明書の写しを申請書に添付しなければならない。

2. 身体検査の基準等

(1) 航空機操縦練習許可申請に係る航空身体検査の基準は、規則別表第 4 に掲げる第 2 種身体検査基準によるものとし、指定機関等においては、基準に適合するかどうかの審査に際しその検査及び判定の方法は別に定める「航空身体検査マニュアル」（平成 13 年 9 月 27 日、国空乗第 1571 号航空局長通達）に準拠して行うものとする。

(2) 新規の申請の場合は、申請書 15 の安静時心電図検査及び申請書 17 の脳波検査を実施しなければならない。ただし、新規の場合であっても滑空機のための操縦練習の許可を受けようとする者については、指定医が必要ないと認めるときは脳波検査は実施しなくてよい。

（注 2）新規とは、初めての航空機操縦練習許可申請を行う場合及び既に滑空機の操縦練習許可書の交付を受けたことのある者が滑空機以外の種類の航空機について初めて航空機操縦練習許可申請を行う場合をいう。

更新とは、新規以外の場合をいう。

(3) 申請書 17 の脳波検査は、現に有効な航空機操縦練習許可書を有し、かつその更新のために申請する者に係るときは、実施しなくても良い。ただし、航空事故又は他の事故等により頭部に衝撃を受けた後の最初の操縦練習許可の更新のために申請する者に係るとき及び指定医が必要と認めるときは実施すること。

3. 航空機操縦練習許可書の交付

申請者が航空機の操縦の練習を行うのに必要な能力を有すると認められるときは、申請者が申請書を提出した空港事務所から航空機操縦練習許可書（以下「許可書」という。）が交付される。（規則第 27 号様式）

4. 有効期間（規則第 68 条第 2 項）

許可書の有効期間は、1 年以内において空港事務所長の指定する期間である。

5. 携帯義務（航空法第 35 条第 5 項において準用する同法第 67 条第 1 項）

許可書を有する者が航空機の操縦練習を行う場合は、当該許可書を携帯していなければならない。

6. 届出（規則第 238 条）

許可書を失ったときは、30 日以内に失った事由及び日時を附記してその旨を国土交通大臣に届け出なければならない。ただし、30 日以内に規則第 71 条の規定により再交付を申請する場合を除く。

7. 再交付（規則第 71 条）

許可証を失い、破り、汚し、又は本籍、住所若しくは氏名を変更したため再交付を申請しようとする場合は、再交付申請書（規則第 28 号様式）を当該許可書の交付を受けた空港事務所に提出しなければならない。

- (1) 航空機操縦練習許可書（失った場合を除く。）
- (2) 戸籍抄本又は、住民票の写し（本籍又は氏名を変更した場合に限る。）
- (3) 失った事由及び日時を附記した書類
- (4) 手数料 540 円（航空法関係手数料令 平成 13 年 10 月 1 日現在）

8. 返納（規則第 72 条）

許可書を所有し、又は保管する者は、次の場合に、その事由を記載した書類を添えて、当該許可書の交付を受けた空港事務所に返納しなければならない。

- (1) 国土交通大臣から当該許可書を取り消されたとき。
- (2) 再交付を受けた後、失った許可書を発見したときは、発見した許可書。
- (3) 所有者が死亡し、又は失そうの宣告を受けたとき。

9. 平成 7 年 3 月 27 日付空乗第 52 号「航空機操縦練習許可申請等について」は、廃止する。